

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から同年12月まで  
国民年金には20歳になってから父親が加入手続をして、A市役所B支所で国民年金保険料を納付した。

結婚した昭和45年10月19日に任意加入の手続をしてから、46年1月6日に会社勤めするまで資格喪失の手続をした記憶は無い上、同年3月2日に申立期間の保険料をA市役所C支所で納付したはずであり、手帳に検認印の押印もあるのに、社会保険庁の記録では45年10月25日に資格喪失したことになっている。

また、申立期間の保険料は、昭和53年3月10日に全額還付されているとのことであるが、私は還付手続をした覚えも還付金を受け取った記憶も無く、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の国民年金加入歴欄には、昭和45年10月19日に任意に種別変更、46年1月6日に資格喪失と記録されているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、45年10月19日に任意に種別変更、同年10月25日に資格喪失とされている上、社会保険庁のマイクロフィルムでは、43年1月15日に強制取得後、45年10月25日に資格喪失したことになっており、資格記録の記載状況が三者共に異なっていることから、当時の記録管理に不備が見受けられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和45年度の10月から12月までの検認記録欄には、検認印が押印されていることから、A市役所C支所では、申立人が任意加入者であったことを認識した上で、国民年金保険料を収納したと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料の過誤納決議は納付の事実から7年後の昭和53年になってから行われている上、その時期に還付決議を行う理由も見当たらないことから、適切な事務が行われていない可

能性が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年6月まで  
平成8年12月に退職した後、9年1月にA市役所に行き、国民年金係に退職の事を告げ、同時に妻の第1号被保険者への切替手続についても私が行った。9年7月に再就職するまでの間、納付書により郵便局又は銀行で妻の国民年金保険料と一緒に納付していた。申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間が6か月と短期間であり、申立期間中、一緒に納付していたとする申立人の妻は納付済みとなっている。

また、申立期間の前後は厚生年金保険加入期間であるが、申立期間は国民年金への切替手続が適切に行われている上、申立人の妻の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続も行われており、夫婦で一緒に国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがえることから、申立期間について、申立人の妻だけ納付済みとなっているのは不自然である。

さらに、申立人の妻から、申立人が申立期間の二人分の国民年金保険料を納めたという証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年7月8日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年8月から同年9月までを1万4,000円、同年10月から41年6月までを1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月20日から41年7月8日まで

昭和39年に中学校卒業後、同級生3人とA社に入社し、44年12月30日に退職するまで勤めたが、40年8月20日から41年7月8日までの11か月の厚生年金保険加入記録が無い。社会保険事務所で調査してもらったところ、会社が一時期厚生年金保険から脱退していたとの回答であったが、途中で退職したことも無く、健康保険証も途切れることなく使用していた。会社に尋ねたところ「脱退はしていない」と言われた。当該期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の事業主は、「事業所が移転しただけで、厚生年金保険を脱退したことは無い。申立てどおり加入し、保険料を納付していた」と回答しているほか、事業主及び同僚の供述から、当該事業所は昭和40年から41年にかけてB県からC県に移転しており、申立人は39年4月から44年12月まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、B県のA社は、昭和40年8月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した記録のある者が多数存在するほか、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄に「喪失 41. 7. 30」の押印や「取得月日訂正 40. 10. 18」の押印がある者、又は40年10月1日に月額算定の記録がある者が複数存在しており、かつ、当該処理の記録から、同年8月20日において、

同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和40年8月20日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同僚の証言及び申立人に係る当該事業所の移転先での再取得日である41年7月8日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和40年8月から同年9月までを1万4,000円、同年10月から41年6月までを1万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年7月8日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年8月から同年9月までを1万4,000円、同年10月から41年6月までを1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月20日から41年7月8日まで

昭和39年に中学校卒業後、同級生3人とA社に入社し、42年1月10日に退職するまで勤めたが、40年8月20日から41年7月8日までの11か月の厚生年金保険加入記録が無い。社会保険事務所で調査してもらったところ、会社が一時期厚生年金保険から脱退していたとの回答であったが、途中で退職したことも無く、健康保険証も途切れることなく使用していた。会社に尋ねたところ「脱退はしていない」と言われた。当該期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の事業主は、「事業所が移転しただけで、厚生年金保険を脱退したことは無い。申立てどおり加入し、保険料を納付していた」と回答しているほか、事業主及び同僚の供述から、当該事業所は昭和40年から41年にかけてB県からC県に移転しており、申立人は39年4月から42年1月まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、B県のA社は、昭和40年8月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した記録のある者が多数存在するほか、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄に「喪失 41. 7. 30」の押印や「取得月日訂正 40. 10. 18」の押印がある者、又は40年10月1日に月額算定の記録がある者が複数存在しており、かつ、当該処理の記録から、同年8月20日において、

同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和40年8月20日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同僚の証言及び申立人に係る当該事業所の移転先での再取得日である41年7月8日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和40年8月から同年9月までを1万4,000円、同年10月から41年6月までを1万6,000円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和24年5月1日、資格喪失日は25年1月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和24年5月から同年6月までは3,500円、同年7月から同年9月までは2,500円、同年10月から同年12月までは4,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月1日から24年5月1日まで  
(C社)  
② 昭和24年5月1日から26年7月1日まで  
(A社B工場)

昭和22年7月1日から24年5月1日までC社で、おろし金や鯉削り箱、大根つき等の家庭用品を製造していた。同年5月1日から26年7月1日までA社B工場で、さつまいもを薄くスライスし、乾燥させ、製粉機にかけて粉にする仕事をしていた。両事業所で勤務した期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る申立期間②については、同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者名簿において、申立人の氏名、標準報酬月額及び定時決定の記録があり、昭和24年5月1日に厚生年金保険に加入し、25年1月30日に当該資格を喪失していることが確認できるものの、厚生年金保険の記号番号、生年月日の記載は確認できない。このことについて社会保険事務局に確認したところ、見解については不明としているものの、「当時は、適用事業所による新規採用予定者名簿から厚生年金保険被保険者名簿に氏名を転記し、本採用後に、年金手帳番号を追記していた事実もあり、申立人の場合には、当該事業所において年金手帳が初めて交付される被保険者ではなかったことから、新規番号の払出しがなされなかったものと推察される」との回答が得られた。

一方、昭和 25 年 1 月 30 日から 26 年 7 月 1 日までの申立期間については、当該事業所は 25 年 1 月 30 日で厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立ての事実について確認することができない。

また、申立人と同時期に勤務した同僚も昭和 25 年 1 月 30 日以降の当該事業所における厚生年金保険の記録は見当たらないほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 24 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 25 年 1 月 30 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 24 年 5 月 1 日から 25 年 1 月 30 日までの標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録から、24 年 5 月から同年 6 月までは 3,500 円、同年 7 月から同年 9 月までは 2,500 円、同年 10 月から同年 12 月までは 4,500 円とすることが妥当である。

C 社に係る申立期間①については、同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の調査結果から、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であることを確認することができないほか、当該事業所は現存しておらず、事業主も既に亡くなっているため、申立ての事実について確認することができない。

さらに、申立人と一緒に働いていた同僚は、「会社は個人事業所で、厚生年金には加入していなかったと思う」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該事業所において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和44年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月21日から同年11月15日まで  
ねんきん特別便の加入記録では、A社B工場の加入月数が3か月になっているが、私が保管している給与明細書では、昭和44年11月から45年2月までの4か月分の厚生年金保険料が控除されている。厚生年金保険料の控除月数どおり、あと1か月分を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給与明細書により、申立人は申立期間においてA社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から61年3月まで  
私の父親が国民年金の加入手続をし、昭和52年12月に死亡するまでは父親が支払い、その後は母親が支払ったはずである。申立期間が未加入、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その両親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び納付状況について証言が得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年ごろに払い出されており、申立人は、現在所持している年金手帳以外は所持していないため、申立期間当時に国民年金に加入していたとは推認し難く、申立人は、この時期に初めて国民年金の加入手続を行い、その後国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間中同居していた、申立人の父母、兄及び妹二人共に国民年金保険料を納付していた者はいないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間について、国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで  
申立期間当時は、自治会の班の集金で納付していた。妻が納付となっているのに、私だけ未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自治会の班の集金でその妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、戸籍の附票により申立期間当時はその妻(A町)とは別のB町に住民登録していたことが確認できた。

また、申立人は、厚生年金保険の会社を退職した昭和37年12月ごろ、国民年金への切替手続に役場へ行った記憶は無いと述べていることから、自治会で夫婦二人分の国民年金保険料を集金することは困難と推定される上、申立人の妻の納付状況に係る記憶も明確ではないことから、申立期間の保険料を納付した事実を推定することは困難である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、昭和40年10月にA町に再転入した際、別の国民年金手帳記号番号が42年9月に払い出され、さかのぼって資格取得手続が行われている上、その時点で申立期間は時効により納付できない期間である。加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から49年3月まで

私は昭和50年3月に婚姻届を提出した際、同時に国民年金に加入し、少し前の1年分の保険料を支払った。その後同年6月ごろ、茶封筒により未納期間の通知と納付意思の確認があり、納付意思がある旨返信したところ、納付書が送付され、その翌月の7月にA市B支所で10万円ほどを納付した。申立期間が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月ごろ、A市B支所で10万円ほどを納付したと述べているが、申立期間について、この時期に実施されていた特例納付を行った場合を仮定してみても、申立人の主張する納付金額では、実際の保険料額と乖離する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月に払い出されているが、これとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市役所に照会した結果、同市役所支所では特例納付及び過年度納付の収納業務は行っていなかったことが確認できた。

加えて、家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年3月まで

私は、昭和59年4月ごろにA市役所職員に自宅で国民年金の加入を強く勧められたため加入した。最初の数か月は集金で支払った記憶があり、集金に来た職員の顔も覚えている。また、その後は金融機関の窓口で納付していた。同時期の国民健康保険料、所得税、住民税などは納付しているのに国民年金のみ未納というのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はA市において、職権により付されていることが社会保険事務所の資料により確認できるとともに、同番号は昭和63年4月以降に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外にほかの国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いと述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立期間当時に国民年金に加入していたとは推認し難く、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和63年ごろ初めて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から45年5月まで  
私は、将来のためと思い国民年金に加入し、組の集金で納付した。未納となっていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入時期など加入手続に係る記憶は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和54年9月に払い出され、その時点では、申立期間は特例納付によるほかは時効により納付できないことになっており、特例納付を行ったことをうかがわせる事情及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付したと推定することは困難と考えられる。

また、申立人は、国民年金加入期間のうち25年ほどが未納である上、A市の国民年金被保険者名簿に、「61. 2. 7 本人来庁。今後は年金を納付する。60歳までに国民年金加入期間が25年に満たない時は、65歳まで加入し納付する」と記載されていることから、申立人は、その時点で年金の受給資格の説明を受け、過去の未納期間について認識していたものと考えられる。

さらに、申立人の夫も国民年金加入期間のうち大部分が未納であり、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに関係人の証言も得られないことから、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から同年12月までの期間及び42年6月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年10月から同年12月まで  
② 昭和42年6月から49年12月まで

私は夫と同じ日に国民年金への加入手続を行ったのに、夫は昭和50年に加入したことになるっており、私は、なぜか52年に加入したことになる。2年以上前の分は、夫と同じく特例納付し、未納期間があるはずがない。加入手続した時、国民年金保険料は、私が市役所で現金で対応してくださった30代の女性の方に納付した。夫は対応してくださった男性の方に納付したと言っている。その後は夫が夫婦二人分を併せて支払っている。多額の保険料を納付したのにもかかわらず、94か月もの長期未納状態になっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年ごろに払い出されており、この時期に特例納付は実施されておらず、また、申立人は、その夫と同じ日に加入手続を行ったと主張しているが、夫の国民年金手帳記号番号が払い出された時期に、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料が52年2月に一括納付されていることが確認でき、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したのは、加入手続を行った際の1回だけで、国民年金保険料額は、2万円程度であり、10万円近い国民年金保険料（申立期間について仮に第2回特例納付で納付したとすると8万4,600円となる。）を支払った記憶は無いと述べていることから、国民年金加入手続の後、時効到来前で納付可能であった過年度保険料について納付を行ったものと考えられ、申立人は、当該納付と混同していることも完全には否定できない。

加えて、申立人は、夫婦同日に国民年金保険料を一括納付した後は、申立人の夫が国民年金保険料を定期的に納付していたと主張しているが、昭和51年

度については、夫婦二人の保険料納付日が異なることから、申立人の主張は不自然である。

このほか、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立内容を裏付ける周辺事情も確認できないため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで  
国を信頼し老後のよりよい生活のため国民年金に加入し納付をした。わざわざ資格喪失手続をした覚えも無く、年金手帳に任意被保険者の資格喪失の記入は受けていないため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す、関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間における納付状況について、申立人の記憶も不明瞭<sup>めいりょう</sup>である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料は「町内の婦人会が集金に来ていた」と述べているが、A市役所では、自治会で国民年金保険料の収納を行っていたことが確認できたことから、申立内容が不自然である。

さらに、国民年金保険料の納付状況について関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 27 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 47 年 3 月に結婚し、A 市から B 市の C 社（現在は、D 社）まで通勤に時間がかかるため、社長に同年 6 月に相談したところ、同事業所の下請けで E 市の F 社に移ってほしいと言われ、C 社を退職後 1 日ないし 2 日で F 社に入社した。健康保険も厚生年金保険も給料から天引きされていたので、なぜ年金だけが払われていないのか分からない。

平成 20 年 5 月 21 日に F 社に電話をしたところ、C 社を退職してすぐに F 社に行ったことを認めており、在職記録は同社にある。

厚生年金手帳は退職時にもらったが、次の会社の入社時に出すように言われたので年金手帳は無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間における F 社での勤務実態は確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、F 社が G 社会保険事務所に提出した申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（事業主控え）によれば、同資格取得届を昭和 47 年 8 月 21 日に受け付け、申立人の被保険者資格を同年 8 月 1 日付けで認定しており、その時点で申立人が覚えている健康保険被保険者証の番号が交付されたことが確認できる。

さらに、F 社は社会保険事務所の事業所照会において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を「納付していない」と回答している。

加えて、D 社は、当委員会の「申立期間は、申立人が F 社へ移籍する前に、C 社に在籍したまま、自宅から通勤できる F 社に試みで勤務していた期間ではないか」という問いに対して、「分からない」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における雇用条件について取決めをした当時の経営者は他界しているなど、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年ごろから23年ごろまで  
昭和21年ごろから23年ごろまでA社に勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

多数の同僚の証言により、申立人の申立期間に係る勤務実態は推認することができるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立事業所の被保険者名簿に欠番は無く、連番になっている上、勤務実態を証言した同僚も申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

さらに、名称の一部にA社の名を有する事業所を事業所名簿索引簿で検索しても、A社以外は、申立期間以降に新規適用事業所になっており、被保険者名簿を確認しても、申立人の名前を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 3 日から 33 年 12 月 25 日まで  
昭和 26 年 4 月 3 日から 33 年 12 月 25 日まで A 市の B 社にて勤務した。社会保険事務所で年金の申請をした時に 34 年 4 月 22 日に脱退手当金が支給済みと言われたが、支給日当時は結婚し C 市に来ていた。脱退手当金の支給日、支給金額まで分かっていて、受取人、受取方法が分からないのは納得できない。自分は受け取っていないし、覚えもないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む 6 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 33 年 12 月前後に資格喪失した被保険者期間 2 年以上を有する受給資格者 30 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23 名に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日の 8 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、同年 12 月及び 34 年 1 月に資格喪失した申立人を含む 4 名については、支給日が 34 年 4 月 22 日の同日となっているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているほか、被保険者台帳には昭和 34 年 3 月 4 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を D 省から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 29 日から同年 12 月 21 日まで

私は、昭和 47 年 9 月 26 日から 55 年 2 月 1 日まで、正社員として A 社で勤務しており、途中で入退社はしていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の前後で申立人の厚生年金保険被保険者番号及び整理番号が異なる上、A社は、社会保険事務所からの照会に対して、「入社日が厚生年金保険の資格取得日、退職日の翌日が喪失日を厳守している」と回答し、同社が提出した申立期間当時の申立人に係る社内事務処理記録である「保険台帳」写しの記録は、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、ハローワークは、雇用保険被保険者情報の照会に対して、「A社被保険者資格取得日、昭和 47 年 9 月 26 日。離職日、54 年 7 月 28 日、離職票交付済、求職者給付等、通算不可・支給。被保険者資格取得日、同年 12 月 21 日」の旨を回答している。

加えて、申立人は「A社を途中で入退社はしていない」と主張しているが、社会保険事務所の事業所照会に対して、当該事業所は、「申立人は何か本人の都合により退職、そしてまた入社したと記憶している」と回答している。

なお、申立人の陳述から当委員会が調査した同僚二人は、「申立人のことを覚えていない」又は「知らない」と回答している上、申立人から提供された職場写真は、1973 年（昭和 48 年）、1974 年（昭和 49 年）に撮影されたもの又は撮影年月日を特定することが困難なものであり、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申



立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。